

告 示 第 1 1 4 号

令和 8 年 9 月 2 9 日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水 道 局 長 遠 藤 章

谷山処理場ほか維持管理業務委託契約に係る公募型プロポーザル方式の参加者の資格等
について（告示）

谷山処理場ほか維持管理業務委託契約に係る公募型プロポーザル方式の手続き（以下「プロ
ポーザル」という。）に参加するために必要な資格等を次のとおり定めたので告示します。

なお、本プロポーザルに参加する者は、下記の手続きにより参加表明書等を提出してくださ
い。

記

1 業務の概要

(1) 業務名

谷山処理場ほか維持管理業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、谷山処理場ほかポンプ場施設の維持管理業務を包括的に委託し、施設の効率
的かつ安定的な運営を図るものである。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

準備期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

2 資格要件

(1) 参加表明者に関する資格要件

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
であること。

- イ 本告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加資格業者名簿に登録されていること。
- ウ 本告示の日から落札決定の日までの間において、鹿児島市水道局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成9年3月18日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市水道局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月31日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- オ 要求水準書（案）8. 3に規定する作業員および有資格者を適正に配置できること。
（契約締結後、速やかに作業員および有資格者を配置することとする。）
- カ 下水道施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を有する者であること。
- キ 平成28年4月1日以降に、元請として、下水道終末処理場の包括的民間委託を完了した実績を有している者であること。
- ク 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されない者で市外に主たる営業所等を有する者にあつては、主たる営業所等の所在地の市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

3 手続き

(1) 説明資料の配布

本プロポーザルに関する実施要領、要求水準書（案）、契約書（案）及び参加表明書等の様式は、鹿児島市水道局ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>）において入手することができる。

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- イ 提出期限 令和8年10月14日（水）まで（郵送の場合も提出期限必着とする。）
- ウ 提出時間 土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時までを除く。）
- エ 提出場所 郵便番号 891-0122
鹿児島市南栄二丁目13番地（南部処理場内）
鹿児島市水道局下水道部水再生課水処理センター
電話番号 099-268-3393

(3) 技術提案書の提出

ア 提出方法 (2)アに同じ

イ 提出期限 令和8年11月16日(月)まで(郵送の場合も提出期限必着とする。)

ウ 提出時間 (2)ウに同じ

エ 提出場所 (2)エに同じ

(4) ヒアリング

ア 実施日時 令和8年12月1日(火)、2日(水)

※時刻及び場所等については、別途通知する。

※異常気象や業務の都合等で日時を変更する場合がある。その際は、改めて別途通知する。

4 その他

(1) 問い合わせ先

郵便番号 891-0122

鹿児島市南栄二丁目13番地(南部処理場内)

鹿児島市水道局下水道部水再生課水処理センター

電話番号 099-268-3393

ファックス 099-268-1505

メールアドレス mizushori@city.kagoshima.lg.jp

(2) 本プロポーザルに関して、この告示に記載のないものは、「谷山処理場ほか維持管理業務委託契約に係る公募型プロポーザル方式の実施要領」によるものとする。